

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

1. 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間監視・即応体制の確立

市は、消防機関との連携を図り、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 職員への連絡手段の確保

①市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

②市国民保護対策本部等を設置した場合において、本部員等に一齐緊急招集等がかかる場合は、あらかじめ登録している連絡手段に、緊急通報メッセージを繰り返し送信する緊急通報システム(エマージェンシーコール)を整備する。なお、通報をより確実なものにするため、複数の連絡手段を登録するよう努める。

③職員への伝達経路については、市地域防災計画に基づく。

(4) 参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

2. 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(2)消防団の充実・活性化の推進等

市は、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

1. 基本的考え方

(1)防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2)関係機関の計画との整合性の確保

市は、関係機関等の連絡先を把握しておくとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3)関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2. 県との連携

市は、警報内容、経路や運送手段等の避難、救援方法等に関し、県と緊密な情報共有を図り、管理道路について、県警察と必要な連携を図る。また、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

3. 近隣市町との連携

(1)近隣市町との連携

市は、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2)消防機関の連携体制の整備

市は、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、消防機関相互の連携を図る。

4. 指定公共機関等との連携

(1)指定公共機関等の連絡先の把握

市は、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報

を常に把握しておく。

(2)医療機関との連携

市は、消防機関とともに、三木市民病院や災害拠点病院、救命救急センター、三木市医師会等との連絡体制を確認し、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3)関係機関との協定の締結等

市は、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5. 市民との連携等

(1)市民との連携

①住民との連携

市は、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努める。

②企業・団体との連携

市は、事業所等の防災対策に対する支援に努め、民間企業の広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。また、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

(2)自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との連携が図られるように配慮する。

(3)ボランティア活動への支援

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

1. 非常通信体制の整備

市は、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2. 非常通信体制の確保

市は、情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備

に努める。

3. 情報通信機器等の活用

市は、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、「フェニックス防災システム」及び「兵庫衛星通信ネットワーク」を活用する。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

1. 基本的考え方

(1)情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2)体制の整備に当たっての留意事項

防災における体制を踏まえ、個人情報保護に配慮し、効率的な情報の収集・整理・提供、障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3)関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努め、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2. 警報等の伝達に必要な準備

(1)警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知の伝達方法等を定めておき、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

(2)防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3)市民に対する情報伝達手段の整備

市は、防災行政無線及びコミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなど、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。また、「ひょうご防災ネット」に参画・活用し、市民への適切な情報伝達に努める。

(4)県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が

的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5)国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音は、住民に十分な周知を図る。

(6)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、市域内の学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を考慮して警報伝達方法を定める。

(7)民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携し、特に昼間人口の多い地域では、民間事業者が、警報内容の伝達や住民の避難誘導等の実施に向けた、各種の取り組みを推進する。

3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)収集する安否情報の種類及び報告様式

市長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、知事に報告する。

(2)安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3)安否情報収集のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4. 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1)情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集整理、知事への報告等を適時・適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

(2)担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

1. 研修

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や

資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、職員等の研修に当たっては、消防職員、県、自衛隊及び県警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2. 訓練

市は、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、県警察、自衛隊等との連携を図る。